

茨木市職員等からの内部通報に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、市の事務事業の執行に関する職員等からの内部通報への対応等について必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第2において同じ。）を順守した行政運営を推進し、もってより一層の公正な職務の遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第3号に規定する職にある者及び同項第5号に規定する職にある者並びにこれらの者であった者をいう。

(2) 職員に準ずる者 次に掲げる者をいう。

ア 市に派遣されている労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

イ 市が指定した指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令等の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）及び当該指定管理者が行う市が設置する公の施設の管理の業務に従事している者

ウ 市から事務事業を受託し、又は請け負ったもの及びその役員並びにその受託し、又は請け負った業務に従事している者

エ アからウまでに掲げる者であった者

オ アからエまでに掲げる者のほか、市の法令等の順守を確保する上で必要と認められる者

(3) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ アに掲げるもののほか、市の事務事業に係る不当な事実

(4) 内部通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市の事務事業の執行に関し通報対象事実が生じている、又は正に生じようとしていると思料し、その旨を市に通報することをいう。

(5) 通報者 内部通報を行った者をいう。

(内部通報相談員)

第3 内部通報を受け付け、及び内部通報に係る相談に応じるため、内部通報相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、法務コンプライアンス課の職員をもって充てる。ただし、同課に係る内部通報については人事課の職員をもって充てる。

(内部通報の方法等)

第4 職員及び職員に準ずる者(以下「職員等」という。)は、書面の提出、ファクシミリ若しくは電子メールの送信、電話又は面談により、相談員に内部通報を行うことができる。

2 職員等は、自己の氏名、所属名及び連絡先を明らかにして内部通報を行うものとする。ただし、当該内部通報に係る事実を客観的に証明することができる資料を添付して行う場合は、この限りでない。

3 内部通報を行おうとする職員等は、その行おうとする内部通報に関し、あらかじめ相談員に相談することができる。

4 通報者は、通報対象事実を具体的かつ客観的に証明するため、当該内部通報に係る調査に協力しなければならない。

(内部通報の通知等)

第5 相談員は、内部通報を受けたときは、法務コンプライアンス課長(内部通報を受けた相談員が人事課に属する場合にあっては、人事課長。以下「内部通報窓口課長」という。)にその旨を通知するものとする。

2 相談員及び内部通報窓口課長は、必要に応じ、通報者及び当該内部通報に係る事実に関係のある者から当該内部通報に係る事実関係の調査に必要な情報を聴取するものとする。

3 内部通報窓口課長は、内部通報があったときは、次に掲げる場合を除き、内部通報調査委員会に報告しなければならない。

(1) 当該内部通報に係る事実が明らかに通報対象事実には該当しないと認めるとき。

(2) 内部通報調査委員会における調査の過程において通報対象事実のみをもって通報者が明らかに特定される場合であって、当該通報者がそのことに同意しないとき。

4 相談員又は内部通報窓口課長は、当該内部通報が明らかに通報対象事実には該当しないと認めるときは、その旨及びその理由を通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報である場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(内部通報調査委員会)

第6 内部通報に係る事実関係を調査し、判明した事実関係に基づく是正措置等について検討するため、内部通報調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画財政部長
- (3) 法務コンプライアンス課長
- (4) 人事課長
- (5) 総務部長が指名する職員

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部長を、副委員長には企画財政部長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

6 委員長が必要と認めたときは、大阪弁護士会の推薦を受けた弁護士から意見を聴くことができる。

7 前項の規定によるほか、委員長が必要と認めたときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、内部通報窓口課長が属する課において処理する。

(委員会における調査等)

第7 委員会は、第5第3項の規定により報告を受けたときは、速やかに必要な調査を開始し、職員等はこれに協力しなければならない。

2 委員会は、内部通報に係る調査において必要があると認めるときは、相談員に説明を求めることができる。

3 委員会は、内部通報に係る調査の実施に当たっては、内部通報に関する秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。ただし、通報者の同意がある場合は、この限りでない。

(除斥)

第8 委員会の構成員は、自己又は自己の所属に関する内部通報に係る会議に出席し、及び調査に加わることができない。ただし、委員会の同意を得た場合は、この限りでない。

(調査結果の報告等)

第9 委員会は、調査の結果、内部通報に係る事実が通報対象事実であると認めるときは是正措置等についての意見を付してその旨を、通報対象事実であると認められないときはその旨を、それぞれ市長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による報告を行ったときは、通報者にその旨及びその内容を通知するものとする。ただし、匿名による通報である場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(市長が講じる措置)

第10 市長は、第9第1項の通報対象事実である旨の報告を受けたときは、速やかに必要な事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して当該通報対象事実に係る是正措置等を講じるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により講じた是正措置等について、通報者に通知するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第11 任命権者は、通報者に対して、内部通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 内部通報窓口課長は、内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料する職員等の求めに応じて、その相談に応じ、又は当該不利益な取扱いに対する不服申立ての方法等を教示するものとする。

(懲戒処分等の減免)

第12 任命権者は、職員が自ら関与している通報対象事実について内部通報を行った場合において、当該職員に懲戒処分等を行おうとするときは、当該事情を勘案し、処分の程度を減免することができる。

(対応に関与する者等の責務)

第13 内部通報への対応に関与する者及び内部通報に係る調査に協力した職員等並びにこれらの者であった者は、正当な理由がなく、通報者の個人情報その他内部通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 内部通報への対応に関与する者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。

(運用状況の公表)

第14 市長は、毎年、この要綱の運用状況について公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による公表を行うに当たっては、個人情報の保護等に配慮しなければならない。

(その他)

第15 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。